

## 妹背牛町立妹背牛中学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月策定

令和 2年 3月改定

令和 6年 7月改定

### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

道においては、これまで、全ての生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、平成 26 年(2014 年)2月に策定(平成 30 年(2018 年)2月改定)した「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、平成 31 年(2019 年)2月に策定した「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」により、市町村や学校、家庭や地域住民と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。さらに、今般、いじめの問題の現状と課題、生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、令和 5 年3月に「北海道いじめ防止基本方針」の一部を改定しました。

妹背牛町立妹背牛中学校いじめ防止基本方針に示すいじめの防止等の対策は、「北海道いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

妹背牛中学校では、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(次の点に留意します)

- いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、

粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

#### (1) いじめの定義

いじめの定義は、本基本方針でも、「北海道いじめの防止等に関する条例 第2条」のとおり、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と規定します。

(次の点に留意します)

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行う場合がある。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進法第 22 条及び北海道いじめの防止等に関する条例第 23 条に基づいて設置する組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成 を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ 2」、「多様な背景を持つ児童生徒 3」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)」等学校として特に配慮が必要な生徒につ

いては、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2)いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、下記のものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - 金品をたかられる
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- (訴えがあったのにかかわらずいじめと認知しない場合として次の点に留意します)
- 虚偽であった場合
  - 事実ではなかった場合

## (3)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3ヶ月を目安)
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1)いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2)職員間での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取り組み(※年間指導計画は別表)

### (1)学級経営の充実

○教育相談(年2回)の時間や事前アンケート、Hyper-QU検査等を活用し、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2)道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3)相談体制の整備

○Hyper-QU検査結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。

○教育相談実施前の事前アンケート終了後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

○スクールカウンセラーや支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4)異年齢集団による活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5)インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生徒にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6)学校相互間の連携協力体制の整備

○小学校等と情報交換や交流学习を行う。

#### 4 いじめの早期発見(※年間指導計画は別表)

「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知し、次の取組を進めます。

(1)保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、町保健センター、町生徒指導連絡協議会、小学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2)ノート・日記指導

休み時間や放課後の課外活動及び部活動の中で生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記、学級日誌などから交友関係や悩みを把握したりする。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1)いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2)いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3)いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4)いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5)事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6)犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### (1)重大事態の定義

(「いじめ防止対策推進法 第28条」より)

○いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※「生命、心身または財産に重大な被害」については、自殺を企図、身体に重大な障害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症したなどが該当する。

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

○生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

### (2)重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※留意点…被害生徒、保護者の意向を十分に把握すること

<別表> いじめ対策年間指導計画(指導等の内容)

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ防止対策会議】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○生徒に関わる情報交換 【職員会議】	○学級開き、学級ルール作り 【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発 【参観日・懇談会】 ○保護者との情報共有 【家庭訪問】
5月	○Hyper-QU検査 ○生徒に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり 【修学旅行、宿泊学習、体育大会】 ○いじめアンケート ○教育相談事前アンケート	
6月	○Hyper-QU検査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○教育相談① ○生徒に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり 【宿泊学習、見学旅行】	
7月	○妹背牛町生徒指導連絡協議会の開催① ○生徒に対する情報交換 【職員会議】		○保護者との情報交換 【参観日、懇談会】
8月	○生徒に対する情報交換 【職員会議】		
9月	○生徒に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり 【学校祭】	
10月	○生徒に対する情報交換 【職員会議】	○各学級、学年前期の活動反省 ○行事を通じた人間関係づくり 【職場体験】 ○いじめアンケート ○教育相談事前アンケート	○保護者との情報交換 【参観日】
11月	○妹背牛町生徒指導連絡協議会の開催② ○教育相談② ○学校評価アンケート 【保護者、生徒、教職員】 ○生徒に対する情報交換	○行事を通じた人間関係づくり 【小中交流いじめ撲滅集会(町内いじめ根絶フォーラム)】 ○学校評価の実施	○学校評価の実施
12月	○三者懇談 ○生徒に対する情報交換 【職員会議】		○保護者との情報交換 【三者懇談、参観日、学年懇談】
1月	○生徒に関する情報交換 【職員会議】		
2月	○生徒に関する情報交換 【職員会議】		○保護者との情報交換 【参観日、学年懇談】
3月	妹背牛町生徒指導連絡協議会 ○生徒に関する情報交換 【職員会議】	○各学級、学年の後期、1年間の活動反省	○保護者との情報交換 【参観日、学年懇談】